

## 宜野座村むらづくり村民会議設置要領

平成 26 年 6 月 13 日  
要 領 第 5 号

(設置)

第 1 条 地域住民と行政の協働による自立した村づくりを目指すため、宜野座村むらづくり村民会議（以下「村民会議」という。）を設置する。

(会議の内容)

第 2 条 村民会議は、村をより豊かで暮らしやすい村とするために、村民の目線から様々な意見を出し合い、議論し、村政に対し意見を具申する場とする。

(会員の公募)

第 3 条 会員の選定は、公募によるものとし、次のいずれにも該当する者とする。ただし、村職員、村議会議員、村農業委員、村教育委員等村に関わる公職にあるものは除く。

- (1) 18 歳以上である者
- (2) 村に住所を有する者又は在勤者
- (3) 村づくりに熱意のある者

(組織の定員)

第 4 条 村民会議の定員は、概ね 30 人とする。

(村民会議会員の任期)

第 5 条 村民会議会員（以下「会員」という。）の任期は、各年第 1 回会議の日から各年度期間内とする。

(会員の解任)

第 6 条 村民会議は、会員に会議の秩序を乱す、又は妨げるような言動などがあり、円滑な運営を阻害すると認められるときは、会員数の 3 分の 1 以上の合意により、当該会員を解任することができる。

(座長及び副座長)

第 7 条 村民会議に座長及び副座長を置き、座長には村長、副座長には副村長、教育長を充てる。

- 2 座長は、村民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故のあるときは、副座長がその任を負うものとする。

(会議)

第 8 条 村民会議は座長が招集し、議長となる。

- 2 村民会議は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(分科会の設置)

第9条 村民会議は必要に応じ分科会を置くこととし、会員は、それぞれいずれかの分科会の会員となるものとする。

2 各分科会に、分科長及び副長を置き、各分科会会員の互選により任命されるものとする。

3 分科長に事故のあるときは、副長がその任を負うものとする。

(分科会の役割)

第10条 分科会は、それぞれに設定されたテーマについて意見交換、議論をし、その集約結果を取りまとめ、村民会議の座長に意見として報告するものとする。

(費用弁償等)

第11条 会員への報酬、旅費等は支給しないものとする。

(村の役割)

第12条 村の役割は、次のとおりとする。

(1) 村民会議の開催及び運営を支援すること。

(2) 必要に応じて資料、情報等の提供をするとともに、職員を会議に参加させるものとする。

(3) 村づくりにかかる意見を政策へ反映させること。

(事務局)

第13条 村民会議の事務局は、企画課に置く。

(会議の公表)

第14条 村長は、村民会議(分科会を含む。)の会議の状況及び意見の内容を、広く村民に周知するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、村民会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成29年3月31日をもって、その効力を失う。